

議案第 6 5 号

三次市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 5 月 1 5 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

三次市介護保険条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「令和元年度及び」及び「各年度における」を削り、「2 万 7, 6 4 5 円」を「2 万 2, 1 1 6 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」及び「各年度における」を削り、「2 万 7, 6 4 5 円」を「2 万 2, 1 1 6 円」に、「4 万 6, 0 7 5 円」を「3 万 6, 8 6 5 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び」及び「各年度における」を削り、「2 万 7, 6 4 5 円」を「2 万 2, 1 1 6 円」に、「5 万 3, 4 4 7 円」を「5 万 1, 6 0 4 円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の三次市介護保険条例の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の

例による。